

(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税率の控除に関する経過措置)

第十六条の二 三十一年新消費税率第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税率の控除については、なお従前の例による。

(消費税率の引上げに当たつての措置)

第十八条 消費税率の引上げに当たつては、経済

状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から令和二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつて実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況・消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。
(政令への委任)
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(所得税に係る措置)

第二十条 所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引き上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制度上の措置を講ずる。

六」を削る部分に限る)、同法第六十八条の八十八の改正規定、同法第六十八条の十八の二第一項の改正規定並びに同法第六十八条の百七の二の改正規定並びに附則第六十二条、第九十一条、第九十八条第一項から第四項まで、第一百三条、第一百六条、第一百四条、第一百二十一条及び第一百二十六条の規定

第二 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第十二項の改正規定(「、第十四条の二の五第七項及び第八項」を削除する部分に限る)、同法第二十五条の二第十二項の改正規定、同条第十三項の改正規定(「、第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を削除する部分に限る)、同法第二十五条の二の二第八項の改正規定、同法第二十五条の二の三第八項の改正規定、同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の二第四項の改正規定及び同法第二十五条の三の三第四項の改正規定並びに附則第一百四十三条第二項の規定

第三 第二十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条の改正規定(同条第十四項に係る部分及び同条第十五項に係る部分を除く)。

附則第三十四条から第三十九条まで、第四十条(第三項を除く)、第四十一条、第四十二条及び第四十三条(第四項を除く)の規定

次に掲げる規定 平成三十年一月一日

イ 第八条中外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第一条を同法第四十四条とし、同条の前に一条、一章及び章名を加える改正規定(第四十条に係る部分に限る)及び附則第五十六条第三十四条から第三十七項までの規定

ロ 第十条中租税特別措置法第四十条の三の三の改正規定、同法第四十条の三の四第一項の改正規定及び同法第四十一条の十九の五の改正規定並びに附則第七十五条及び第八十三条の規定

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の

表記税特別措置法の項の改正規定（「第四十一条の三の三第十二項第一号及び第二号、第十三項並びに第十五項」を「第四十条の三の三第十六項第一号及び第二号、第十七項並びに第十九項」に、「第四十条の三の三第十六項」を「第四十条の三の三第二十項」に改める部分に限る。）

八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 平成三十一年四月一日

九 次に掲げる規定 平成三十三年四月一日

イ 第五条の規定（同条中消費税法第一条第三項の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同法第七項の改正規定、同法第六项の改正規定（「第十二条の三の三に二条を加える改正規定」）、同法第十五条第六項の改正規定（「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める部分に限る。）同条第七項の改正規定、同法第六十七条の改正規定（「第十一項の改正規定（第五十七条）の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。」）同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第六十条の改正規定（「別表第一」を「別表第二」に改める部分に限る。）及び同表第十二号の改正規定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）を除く。）（附則第四十二条の改正規定及び第五十二条第一項において「三十三年改正規定」という。）並びに附則第四十六条から第五十三条まで及び第一百六十一条の規定

ロ 第六条 中国税通則法第七十四条の二の改正規定

ハ 第十八条中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十五条の改正規定、同法附則第三十六条第十一項の改正規定及び同法附則第三十八条から第五十三条までの改正規定並びに附則第七百六十二条に掲げる規定の施行の日

イ 第二条中法人税法第六十四条の四第三項の改正規定及び同法別表第二医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定

六十八条の九第六項第二号イの改正規定（第六十八条の十五の四第二項）を「第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の二第一項及び第二項の改正規定、同法第六十八条の十五の三第五項第十九号の改正規定（同法第六十八条の十五の三第五項第十九号）を「第五条第四項第五号」に改める部分に限る。）、同条を同法第六十八条の十五の二とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第六十八条の十五の三を同法第六十八条の十五の二とする部分を除く。）、同法第六十八条の十五の七第一項第十一号の次に一号を加える改正規定並びに同法第六十八条の七十八第十四項の改正規定並びに附則第九十条及び第一百十二条の規定

口 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項の改正規定（第四十二条の十二の三第二項）を「第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第二十五条の二第二十三項の改正規定（第六十八条の十五の四第二項）を「第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項」に改める部分に限る。）

十三 第十条中租税特別措置法第十条の五第四項第三号の改正規定、同法第四十二条の十二の二第五項第三号の改正規定及び同法第六十八条の十五の三第五項第三号の改正規定雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日

十四 第十条中租税特別措置法第十四条の二第二項第一号の改正規定、同法第三十三条の三の改正規定、同法第三十三条の六第一項の改正規定、同法第四十七条の二第三項第一号の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十八条の三十五の三第五項第三号の改正規定、同法第六十八条の七十一の改正規定及び同法第八十三条第二項の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第九十七条第二項及び第三項並びに第百二十条第二項及び第三項の規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十二号）の施行の日

十五 第十条中租税特別措置法第十五条の改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第

類について適用し、同日前に提出した旧所得税法第五十七条第二項の書類については、なお従前の例による。

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置)

第七条 新所得税法第六十条の二第四項の規定は、平成二十八年一月一日以後に同項に規定する譲渡又は決済をする同項に規定する有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引について適用し、同日前に旧所得税法第六十条の二第四項に規定する譲渡又は決済をして同項に規定する有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引については、なお従前の例による。

2 新所得税法第六十条の二第六項(第三号ロに係る部分に限る。)の規定は、平成二十八年一月一日以後に同号に掲げる場合に該当する場合について適用する。

(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置)

第八条 新所得税法第六十条の三第四項の規定は、平成二十八年一月一日以後に同項に規定する譲渡又は決済をする同項に規定する有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引について適用し、同日前に旧所得税法第六十条の三第四項に規定する譲渡又は決済をして同項に規定する有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引については、なお従前の例による。

2 新所得税法第六十条の三第六項(第三号ロに係る部分に限る。)の規定は、平成二十八年一月一日以後に同号に掲げる場合に該当する場合について適用する。

(国外税額控除に関する経過措置)

第九条 新所得税法第九十五条の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納稅猶予に関する経過措置)

第十条 新所得税法第六十条の二第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する満了基準日が平成二十八年一月一日以後である場合について適用し、旧所得税法第六十条の二第六項第一号若しくは第三号に掲げる場合又は旧所得税法第一百三十七条の二第一項に規定するその他政令で定める場合に該当することとなつた日が同月一日前である場合については、なお従前の例による。

第十一條 新所得稅法第百三十七條の三第一項及び第三項（同條第一項に係る部分に限る。）の規定は、同條第一項に規定する贈与満了基準日が平成二十八年一月一日以後である場合について適用し、旧所得稅法第六十条の三第六項第一号若しくは第三号に掲げる場合又は旧所得稅法第一百三十七条の三第一項に規定するその他政令で定める場合に該当することとなつた日が同月一日前である場合については、なお従前の例による。

第十二条 新所得稅法第百五十五条の二（新所得稅法第百六十六条规定に於いて準用する場合を含む。）の規定は、平成二十八年一月一日以後に新所得稅法第六十条の一第六項各号に掲げる場合に該当する場合について適用する。（国外転出をした者が帰國をした場合等の修正申告の特例に関する経過措置）

第十三条 新所得稅法第百五十五条の二（新所得稅法第百六十六条规定に於いて準用する場合を含む。）の規定は、平成二十八年一月一日以後に新所得稅法第六十条の三第六項各号に掲げる場合に該当する場合について適用する。（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例に関する経過措置）

第十四条 新所得稅法第百五十五条の四第一項及び第二項の規定は、同條第一項各号又は第二項各号に定める日が平成二十八年一月一日以後である場合について適用する。

第十五条 新所得稅法第百五十五条の六第三項に規定及び新所得稅法第百五十五条の六第三項に

おいて準用する同号（これらの規定を新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年一月一日以後に新所得税法第五十一条の六（これららの規定を新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、新所得税法第五十一条の四第一項若しくは第二項又は第五十一条の六第一項に規定する修正申告書の提出期限が到来する所得税について適用する。

（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例等に関する経過措置）

第十五条 新所得税法第五十一条の五及び第一百五十二条の六（これららの規定を新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定並びに新所得税法第五十三条の五（新所得税法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、新所得税法第五十一条の六第一項に規定する遺産分割等の事由が生ずる場合について適用する。

（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の更正の請求の特例に関する経過措置）

第十六条 新所得税法第五十三条の四の規定は、同条第一項各号又は第二項各号に定める日が平成二十八年一月一日以後である場合について適用する。

（非居住者に係る外国税額の控除に関する経過措置）

第十七条 新所得税法第六十五条の六の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用する。

（給与所得者の配偶者特別控除申告書等に関する経過措置）

第十八条 新所得税法第一百九十五条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に提出する同条第三項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書について適用する。

新所得税法第一百九十八条第六項の規定は、平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第八百八十三条第一項に規定する給与等に係る新所得税法第九十八条第六項に規定する扶養控除等申告書について適用する。

新所得税法第二百三十三条の二に規定する公的年金等に係る新所得税法第二百三十三条の五第一項の申告書について適用する。

第六項の改正規定（「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定（第五十七条の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法別表第一第四号イの改正規定（「別表第二」を「同表」に改める部分に限る。）及び同表第十二号の改正規定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）による改正後の同法第五十七条第四十三条规定（以下附則第四十三条までにおいて「二十八年新消費税法」という。）第十二条の四の規定は、同条第一項に規定する事業者で、施行日以後に高額特定資産の仕入れ等（同項に規定する高額特定資産の仕入れ等をいう。）を行つた場合（同項に規定する自己建設高額特定資産にあつては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が施行日以後に完了した場合ととする。次項において同じ。）に該当することとなるものについて適用する。この場合において、同条第一項第二号に定める日が施行日前である場合における同項の規定の適用については、施行日を同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日とみなす。

前項の規定にかかわらず、同項の事業者が平成二十七年十二月三十一日までに締結した契約に基づき施行日以後に高額特定資産の仕入れ等を行つた場合には、二十八年新消費税法第十二条の四第一項の規定は適用しない。

施行日から附則第一条第九号に定める日（以下附則第五十二条までにおいて「三十三年施行日」という。）の前日までの間における二十一年新消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「場合並びに」とあるのは「場合及び」と、「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」と、同項第二号の二中「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」とする。

（恒久的施設又は国外事業所等で受ける事業者向け電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の適用に関する経過措置）

第三十三条 第五条の規定（同条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定に限る。）による改正後の同法第四条第四項の規定は、平成二十九年一月一日以後に事

業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第五十三条までにおいて同じ。）が行う特定仕入れ（消費税法第四条第一項に規定する特定仕入れをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に行つた特定仕入れについては、なお従前の例による。

（二十九年轻減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置）

第三十四条 事業者が、平成二十九年四月一日（以下附則第四十三条までにおいて「二十九年轻減適用日」という。）から三十三年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第五十二条までにおいて同じ。）のうち次に掲げるもの（以下附則第四十二条までにおいて「二十九年轻減対象資産の譲渡等」という。）及び保税地域（同項第二号に規定する飲料品に該当するものに係る消費税の税率は、同法第二十九条の規定にかかわらず、百分の六・二四とする。）

一 飲食料品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）

イ 飲食店業その他の政令で定める事業を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）

ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（老人福祉法（昭

項	第三百八十九条	第三百一十一条	二
第一項	第三百八十九条	二十九年適用日から三十三年施行日の前日までの間ににおける消費税法第三十三条、第三十二条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、読み替えられたこれらの規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、二十九年適用日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。）及び二十九年適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第五十三条までにおいて同じ。）並びに二十九年適用日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、二十九年適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び二十九年適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに二十九年適用日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお從前の例による。	一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（週に二回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡
第二項	第三百八十九条	二十九年法律第三百三十三号）第二十九条	第一項に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。）
第三項	第三百八十九条	二十九年法律第三百三十三号）第二十九条	第一項に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。）

第三十一条	百十 分百十 分の七・八（当該売上げに係る対価の返還等が二十九年輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・四）	第三十百十 分百十 分の七・八（当該税込価額等に係るものである場合には、百八分の六・二四）
第三十二条	百八分の六・一四）	百八分の六・一四）
第三十三条	百八分の六・一四）	百八分の六・一四）
第三十四条	百八分の六・一四）	百八分の六・一四）
第三十五条	百八分の六・一四）	百八分の六・一四）

費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。)の計算方法その他前三項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率に関する経過措置)

第三十五条　事業者が、二十九年適用日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で二十九年適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、前条第一項の規定は、適用しない。

前項に定めるもののほか、資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第三十六条　消費税法第十八条第一項の個人事業者が、二十九年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価の額を(同法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。)を収入した日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

前項前段の規定の適用がある場合における消費税法第三十条第七項の規定の適用について

は、前項前段の規定による読み替え前の同法第三十条第九項第一号に掲げる書類の交付を受けた事業者が、当該書類に係る課税資産の譲渡等の事実に基づき次に掲げる記載事項に係る追記をして当該書類を保存するときは、消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存があるものとみなして、同項の規定を適用する。

一　消費税法第三十条第九項第一号へに掲げる記載事項(当該記載事項のうち、課税資産の譲渡等が二十九年輕減対象資産の譲渡等である旨に限る。)

二　消費税法第三十条第九項第一号二に掲げる記載事項

第一項の規定の適用を受ける二十九年輕減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れ等の税額(消

行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同項に規定する法人が、二十九年適用日前に行つた課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。

(二十九年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置)

第三十七条　二十九年輕減対象資産の譲渡等(消費税法第七条第一項、第五条の規定(同条中同法第八条の改正規定に限る。以下この項及び附則第五十二条第一項において同じ。)による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条例の規定により消費税が免除されるものを除く。以下附則第四十二条までにおいて同じ。)を行なう事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下附則第四十三条までにおいて同じ。)が、適用対象期間(その基準期間における課税税率を同一の課税仕入れに係る費用の額を支出した日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定については、附則第三十四条第二項の規定は、適用しない。

二　消費税法第十八条第一項の個人事業者が、二十九年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

三　消費税法第六十条第三項の規定の適用(過措置)

第三十七条　消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

二　消費税法第六十条第二項の規定の適用の範囲(二十九年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者に係る部分の金額)

一　前号に掲げる金額のうち、二十九年輕減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

二　二十九年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間(その基準期間における課税税率を同一の事業を行なう連続する十営業日(当該適用対象期間に通じて同じ。)が五千万円以下である課税期間(同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第四十九条までにおいて同じ。)(二十八年新消費税法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第四十九条までにおいて同じ。)のうち二十九年適用日から三十三年施行日の前までの期間に該当する期間をいい。)中に国内において行った課税資産の譲渡等(消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条例の規定により消費税が免除されるもの及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号。以下この項、次項第一号及び附則第四十二条第一号において「二十二年消費税法改正法」という。)附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等その他の政令で定める

象のうち、第二号に掲げる金額の占める割合をいふ。第五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「輕減対象小売等税込売上額」という。)に百八分の百

を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る二十九年轻減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から輕減対象小売等税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る税込資産の譲渡等(二十九年轻減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。)の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができます。

一 当該適用対象期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額(消費税法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払の額をいう。以下附則第四十三条までにおいて同じ。)、特定課税仕入れに係る支払対価の額(同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額をいう。附則第四十一条第二項第一号において同じ。)に百分の百十二(二十四年消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて適用する二十四年消費税法改正法附則第五条第二項、第八条第一項又は第十四条第一項の規定の適用を受ける特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。同号及び附則第四十四条第四項において同じ。)である場合には、百分の百八)を乗じて計算した金額及び当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下附則第四十三条までにおいて同じ。)に係る消費税額及び当該課税標準に当該課税貨物に課された又は課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額(これらとの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。)を加算した金額(以下同条までにおいて「課税貨物に係る税込取価額」といいう。)のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものの金額の合計額

定する二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。第一項に規定する軽減売上割合の計算方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を嘗む中小事業者に対する経過措置)

第三十九条 二十九年轻減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間(その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。)のうち二十九年適用日から二十九年適用日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいう。次項において同じ。中に国内において行つた卸売業(前条第二項に規定する卸売業をいう。以下附則第四十二条までにおいて同じ。)及び小売業(同項に規定する小売業をいう。以下同条までにおいて同じ。)に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第三十条第一項の規定にかかわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額に小売等軽減売上割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。)に百八分の六・一二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に百分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額(同条第一項の規定により控除する同項に規定する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につけ課された又は課されるべき消費税額をいう。第三項及び附則第四十二条において同じ。)の合計額とすることができる。ただし、前条第一項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一 当該適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額

二 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る二十九年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額
第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けていた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る課税仕入れの事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額の合計額に当該課税仕入れを行った適用対象期間における小売等軽減売上割合を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象税込対価の返還等の金額」という。)に百八分の六・一二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込対価の返還等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額として、同条の規定を適用することができる。

第二項前段の規定は、適用しない。

第一項に規定する小売等軽減売上割合の計算方法その他の前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税仕入等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置)

第四十条 その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間(二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、二十九年適用日から二十九年適用日以後一年を経過する日までの日の属する課税期間に限る。次項及び第三項において「適用対象期間」という。)中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第一項の規定の適用を受ける

三号中「規定する場合」とあるのは、「規定する場合(二十八年改正法附則第四十三条第一項の規定の適用を受けようとする同項の適用対象期間中に第十二条の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行つた場合を除く。)」と、「初日の前日」とあるのは、「末日」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する二十八年新消費税法第三十七条第三項各号に掲げる場合に該当する事業者が、適用対象期間中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき著しく困難な事情があるときは、同項本文の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用を受ける適用対象期間中に行つた調整対象固定資産の仕入れ等(二十八年新消費税法第九条第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等をいう。以下この項において同じ。)は同条第七項又は消費税法第十二条の二第二項(同法第十二条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける。調整対象固定資産の仕入れ等に当該適用対象期間中に行つた高額特定資産の仕入れ等(二十八年新消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等に、それぞれ該当しないものとする。)は二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、二十九年適用日前において同じ。)は二十八年新消費税法第十二条の四第一項の規定の適用を受ける高額特定資産の仕入れ等に、それぞれ該当しないものとする。

4 第一項の規定により読み替えて準用する二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、三十三年施行日前においても、同条第二項の規定による改正後の消費税法(以下附則第五十三条までにおいて「新消費税法」という。)第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者は、三十三年施行日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。ただし、三十三年九月三十日までの間のいずれかの日(第三項及び第四項において「登録開始日」という。)に三十三年改正規定による改正後の消費税法(以下附則第五十三条までにおいて「新消費税法」という。)第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者は、三十三年施行日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。

5 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置)

第四十四条 三十三年施行日から平成三十三年九月三十日までの間のいずれかの日(第三項及び第四項において「登録開始日」という。)に三十三年改正規定による改正後の消費税法(以下附則第五十三条までにおいて「新消費税法」という。)第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者は、三十三年施行日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。ただし、三十三年九月三十日までの間のいずれかの日(第三項及び第四項において「登録開始日」という。)に三十三年改正規定による改正後の消費税法(以下附則第五十三条までにおいて「新消費税法」という。)第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者は、三十三年施行日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。

業者は、三十三年施行日の六月前日の（消費税法第九条の二第一項の規定により同法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなる事業者にあっては、三十三年施行日の三月前日の）までに、当該申請書をその納稅地を所轄する稅務署長に提出しなければならない。

第二項の規定により新消費稅法第五十七条の二第一項の申請書を提出した事業者（次項の規定により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があったときは、三十三年施行日前においても、同条第八項の規定の例により、同項の届出書を提出しなければならない。

第十五条第一項の相続、同法第十二条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸收分割があつた日の前日までに当該申請書の提出があつた課税期間を除く。)を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費税法第三条第一項本文の規定は、適用しない。
前各項に定めるものほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(三十三年施行日前に登録国外事業者であつた者に関する経過措置)

第四十五条 前条の規定にかかわらず、平成三十年三月一日において登録国外事業者(所得徴収法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第十九号)。以下この条において「二十七年改正法」という。)附則第三十八条第一項ただし書に規定する登録国外事業者をいう。次項及び第四項において同じ。)である者であつて、二十七年改正法附則第三十九条第十一項の規定による届出書を提出していない者は、(三十三年施行日において新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けたものとみなして、この附則及び新消費税法の規定を適用する。この場合において、その納稅地を所轄する税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿(同条第四項に規定する適格請求書発行事業者登録簿をいう。次項において同じ。)に氏名又は名称、同条第四項の登録番号(第三項において「新登録番号」という。)その他の政令で定める事項を登載するものとする。

2 税務署長は、前項の規定の適用を受ける登録国外事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、税務署長は、政令で定めるとところにより、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

3 第一項の規定により適格請求書発行事業者(新消費税法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行事業者をいう。)となつた事業者が、新消費税法第五十七条の四第一項から第三項までの規定により交付する同条第一項の適格請求書、同条第二項の適格簡易請求書若しくは同条第三項の適格返還請求書に新登録番号を記載することにつき困難な事情があるとき、又は同条第五項の規定により提供する同項の電磁的記録に新登録番号を記録することにつき困難な事情があるときは、三十三年施行日から平成三十三年九月三十日までの間に交付するこれ

らの書類に記載する新登録番号又は提供する当該電磁的記録に記録する新登録番号に代えて、第十八条の規定（同条中二十七年改正法附則第三十五条の改正規定、二十七年改正法附則第十六条第一項の改正規定及び二十七年改正法附則第三十八条から第四十条までの改正規定に限る。）による改正前の二十七年改正法附則第十九条第四項の登録番号を記載し、又は記録することができる。

4 第一項の規定の適用を受ける登録国外事業者が、三十三年施行日の前日までに二十七年改正法附則第三十九条第十一項の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官へ提出したときは、三十三年施行日に新消費税法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書を当該税務署長に提出したものとみなす。

（三十三年改正規定の施行に伴う消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第四十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法の規定は、三十三年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び三十三年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに三十三年施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、三十三年施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び三十三年施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに三十三年施行日前に保税地城から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なれど前項の例による。

（小規模事業者に係る課税仕入れの時期の特例を受ける場合における消費税額の控除に関する経過措置）

2 新消費税法第九条第一項の規定は、三十三年施行日以後に開始する課税期間について適用し、三十三年施行日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

第四十七条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、三十三年施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が三十三年施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条及び第三十二条の規定による仕入れに係る消費税額の控除については、なお従前の例による。

事業者が、第一項の規定の適用を受ける課税仕入れを行つた場合における新消費税法第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、新消費税法第三十二条规定の規定の適用を受ける課税仕入れに係る対価の返還等が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十三条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れに係るものである場合には、当該金額に百分の五十を乗じて算出した金額)及び「と、新消費税法第三十六条第一項中「算出した金額」とあるのは、「算出した金額(当該課税仕入れに係る棚卸資産が所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十三条第一項の規定の適用を受けるものである場合には、当該金額に百分の五十を乗じて算出した金額)とする。」とあるのは、「と、新消費税法第六十一条第二項の規定は、平成二十九年一月以後に新国税通則法第六十二条第二項に規定する法定納期限が到来する国税について適用する。

4 新国税通則法第百二十四条第一項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する同項に規定する税務書類について適用し、同日前に提出した旧国税通則法第二百二十四条第一項に規定する書類については、なお従前の例による。
（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

4 新国税通則法第百二十四条第一項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する同項に規定する税務書類について適用し、同日前に提出した旧国税通則法第百二十四条第一項に規定する書類については、なお従前の例による。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第五十五条 第七条の規定による改正後の国税徴収法(次項において「新国税徴収法」という。)の規定は、平成二十九年一月一日以後に行われる分割について適用する。

2 新国税徴収法第三十八条の規定は、平成二十九年一月一日以後に滞納となつた国税(同日前に事業を譲渡した場合における当該事業に係る部分に限る。)の規定は、平成二十九年一月一日以後に行われる分割について適用する。

新国税徴収法第三十八条の規定は、平成二十九年一月一日以後に滞納となつた国税(同日前に事業を譲渡した場合における当該事業に係る部分に限る。)について適用し、同日前に滞納となつてゐる国税(特定国税を含む。)については、なお従前の例による。

(外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、個人の所得税又は法人の法人税に関する第八条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下この条において「外国居住者等等の所得に対する相互免除法」という。)の規定(第六条、第二十一条、第二十四条、第三十二条、第三十三条及び第四十四条の規定を除く。)は、個人の附則第一条第五号に定める日(以下この条において「第五号施行日」という。)の属する年の翌年(第五号施行日が平成二十九年一月一日である場合には、同年。以下この条において「適用開始年」という。)分以後の所得税又は法人の第五号施行日の属する年の翌年一月一日(第五号施行日が平成二十九年一月一日である場合には、同日。以下この条において「適用開始日」という。)以後に開始する事業年度(以下この条において「適用事業年度」という。)分の法人税若しくは適用開始日以後に開始する連結事業年度(以下この条において「適用連結事業年度」という。)分の法人税について適用する。

じ。) 及び個人の事業税に関する外国居住者等所得相互免除法(第三十四條を除く。)の規定は、適用開始年の翌年の四月一日の属する年度(以下この条において「適用開始翌年度」という。)以後の年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税又は個人の事業税について適用する。

じ。) 及び個人の事業税に関する外國居住者等所得相互通免法(第三十四条を除く。)の規定は、適用開始年の翌年の四月一日の属する年度(以下この条において「適用開始翌年度」という。)以後の年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税又は個人の事業税について適用する。

3 この附則に別段の定めがあるものを除き、(注人の道府県民税(法人の都民税を含む。以下この条において同じ。)、法人の市町村民税及び個人の事業税に関する外國居住者等所得相互通免法の規定は、適用事業年度分若しくは適用連続事業年度分の法人の道府県民税若しくは法人の市町村民税又は適用事業年度に係る法人の事業税について適用する。

4 外國居住者等所得相互通免法第七条第一項から第四項までの規定は、適用開始日以後にこれららの規定に規定する外國居住者等、外國法人若しくは非居住者が支払を受けるべき対象事業所得(同条第一項若しくは第二項に規定する外國居住者等の所得として取り扱われるもの、同条第三項に規定する外國居住者等の所得として取り扱われる部分又は同条第四項に規定する団体の所得として取り扱われるものをいう。以下の項において同じ。)又は適用開始日以後にこれららの者が支払を受けるべき対象事業所得に係る適用開始年分以後の所得税若しくは適用事業年度分の法人税について適用する。

5 外國居住者等所得相互通免法第七条第七項及び第六項の規定は、適用開始日以後にこれららの規定に規定する非居住者、外國法人、居住者又は内國法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する第三国团体対象事業所得又は特定対象事業所得について適用する。

6 外國居住者等所得相互通免法第七条第七項(外國居住者等所得相互通免法第十二条第六項第十五条第十二項及び第十九条第六項において準用する場合を含む。)、第八項(外國居住者等所得相互免除法第十一条第七項及び第十五条第十三項において準用する場合を含む。)、第十項(外國居住者等所得相互通免法第十二条第六項第十五条第十五項において準用する場合を含む。)、第十四項(外國居住者等所得相互通免法第十一条第十項及び第十五条第十六項において準用する場合を含む。)、第

十六項（外国居住者等所得相互免除法第十一項及び第十五項第十七項において準用する場合を含む。）及び第十八項（外国居住者等所得相互免除法第十二条及び第五十五条第十八条において準用する場合を含む。）の規定は、適用開始日以後にこれらの規定に規定する非居住者、外国法人又は居住者が支払を受けざるべきこれらの規定に規定する第三回日本支那度定等

及び第十七条第一項において準用する場合を含む。)及び第二項(外国居住者等所得相互免除法第十三条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用開始日以後に支払を受けるべき特例適用利子等又は特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

外国居住者等所得相互免除法第十一條第一項から第三項までの規定は、適用開始日以後にこれららの規定に規定する外国居住者等、外国法人若しくは非居住者が支払を受けるべき対象国際運輸業所得(同条第一項に規定する外国居住者等の所得として取り扱われるもの、同条第二項に規定する外国居住者等の所得として取り扱われるべき対象国際運輸業所得に係れる部分又は同条第三項に規定する団体の所得として取り扱われるものをいう。以下この項において同じ。)又は適用開始日以後にこれららの者が支払を受けるべき対象国際運輸業所得に係れる適用開始年分以後の所得税若しくは適用事業年度分の法人税について適用する。

外国居住者等所得相互免除法第十一條第四項及び第五項の規定は、適用開始日以後にこれららの規定に規定する非居住者、外国法人、居住者又は内國法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する第三国団体対象国際運輸業所得又は特定対象国際運輸業所得について適用する。

外国居住者等所得相互免除法第十二条第四項の規定は、適用開始日以後に支払を受けるべき外國居住者等所得相互免除法第十二条第五項に規定する特定対象国際運輸業所得について適用する。

外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項から第十項までの規定並びに同条第二十六項及び第二十七項の規定(同条第一項から第十項までの規定に係る部分に限る。)は、適用開始日以後に同条第一項から第十項までに規定する外國居住者等、外国の権限のある機関等、外国法人人、非居住者、居住者又は内國法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する外国居住者等の所得として取り扱われるもの、外国の権限のある機関等の所得として取り扱われるもの、外國居住者等の所得として取り扱われる部分、外國居住者等の所得として取り扱われる部分、團体の所得として取り扱われるもの、第三国団体対象配当等、特定対象配当等又は特定非課税対象利子について適用する。

14 外国居住者等所得相互免除法第十五条第十九項から第二十四項までの規定並びに同条第二十九項及び第二十七項の規定(同条第十九項から第二十四項までの規定に係る部分に限る)は適用開始日以後に同条第十九項から第二十四項までの規定に規定する外国居住者等、外国の権限のある機関等、外国法人又は非居住者が支払を受けるべきこれらの規定に規定する外国居住者等の所得として取り扱われるものに係るるも適用開始年分以後の所得又は適用事業年度分の法人税について適用する。

15 外国居住者等所得相互免除法第十五条第三十項及び第三十一項の規定は、適用開始日以後にこれらの規定に規定する外国居住者等が支払を受けるべきは同条第三十項各号に掲げる所得若しくは同条第三十一項各号に掲げる所得又は適用開始日以後に同条第三十項若しくは第三十一項に規定する外國居住者等が支払を受けるべきはこれらの所得に係る適用開始年分以後の所得税若しくは適用事業年度分の法人税について適用する。

16 外国居住者等所得相互免除法第十六条第一項の規定は、適用開始日以後に支払を受けるべきは國居住者等所得相互免除法第十五条第十九項から第二十一項又は第二十三項の規定に規定する外國居住者等又は外国法人が支払を受けるべきはこれらの規定に規定する外國居住者等の対象配当等、株主等対象配当等又は相手国団体対象配当等に係るる適用事業年度分又は適用連結事業年度分の法人の道府県民税又は法人の市町村民税について適用する。

17 外国居住者等所得相互免除法第十六条第六項から第八項までの規定は、適用開始日以後に外國居住者等所得相互免除法第十五条第十九項から第二十一項又は第二十三項の規定に規定する外國居住者等又は外国法人が支払を受けるべきはこれらの規定に規定する外國居住者等の対象配当等、株主等対象配当等又は相手国団体対象配当等に係るる適用事業年度分又は適用連結事業年度分の法人の道府県民税又は法人の市町村民税について適用する。

18 外國居住者等所得相互免除法第十八条第一項から第四項までの規定は、適用開始日以後に同条第一項に規定する外國居住者等又は同条第二項に規定する外國居住者等又は外国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する割引債のこれららの規定に規定する償還差益について適用する。

19 外國居住者等所得相互免除法第十九条第一項から第四項までの規定は、適用開始日以後にこ

これらの規定に規定する外国居住者等、外国法人若しくは非居住者が支払を受けるべき対象資産譲渡所得（これらの規定に規定する外国居住者等の所得として取り扱われるもの、外国居住者等の所得として取り扱われる部分又は団体の所得として取り扱われるものをいう。以下この項において同じ。）又は適用開始日以後にこれら者が支払を受けるべき対象資産譲渡所得に係る適用開始年分以後の所得税若しくは適用事業年度分の法人税について適用する。

20 外国居住者等所得相互免除法第十九条第五項の規定は、適用開始日以後に同項に規定する非居住者又は外国法人が支払を受けるべき対象譲渡所得に規定する第三国団体対象譲渡所得について適用する。

21 外国居住者等所得相互免除法第二十三条第一項から第四項までの規定は、適用開始日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同条第三項に規定する船舶等に係る外国居住者等対象報酬又は適用開始日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬、同条第二項に規定する外国居住者等対象報酬若しくは同条第四項に規定する船舶等に係る外国居住者等対象報酬に係る適用開始年分以後の所得税について適用する。

22 外国居住者等所得相互免除法第二十三条第一項から第三項までの規定は、適用開始日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同条第二項に規定する給与若しくは同条第三項に規定する給与又は適用開始日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する対象給与、同条第二項に規定する給与若しくは同条第三項に規定する給与に係る適用開始年分以後の所得税について適用する。

23 外国居住者等所得相互免除法第二十六条第一項から第四項までの規定は、適用開始日以後に同条第一項各号に掲げる個人、同条第二項各号に掲げる個人若しくは同条第三項各号に掲げる個人が支払を受けるべき対象給与等（同条第一項各号に定める所得、同条第二項各号に定める所得又は同条第三項各号に定める年金をいう。以下この項において同じ。）又は適用開始日以後にこれら者が支払を受けるべき対象給与等に係る適用開始年分以後の所得税について適用する。

24 外国居住者等所得相互免除法第二十七条规定及び第三項の規定は、適用開始日以後に同条第一項各号又は同条第三項各号に掲げる居住者が支払を受けるべき同条第一項各号又は同条第三項各号に定める所得について適用する。

25 外国居住者等所得相互免除法第二十八条第一項の規定は、適用開始日以後に同項に規定する非居住者である外国居住者等若しくは居住者で、同項各号に掲げる者が支払を受けるべき対象給付（当該各号に定める同項に規定する給付をいう。以下この項において同じ。）又は適用開始日以後にこれらの者が支払を受けるべき対象給付に係る適用開始年分以後の所得税について適用する。

26 国居住者等所得相互免除法第三十五条（外国居住者等所得相互免除法第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、同項に規定する外国居住者等（非居住者に限る。）若しくは居住者の適用開始年分以後の所得税又はこれらの規定に規定する法人、外国居住者等（外国法人に限る。）若しくは内国法人の適用事業年度分若しくは適用連結事業年度分の法人税若しくは適用開始日以後に開始する課税事業年度（次項において「適用課税事業年度」という。）分の地方法人税について適用する。

27 第一条第一項の規定を外国居住者等所得相互免除法第三十七条第一項において準用する場合を含む。（以下この項において同じ。）の規定は、これららの規定に規定する居住者若しくは非居住者である外国居住者等の適用開始年分以後の所得税又はこれらの規定に規定する法人若しくは外國法人である外国居住者等の適用事業年度分若しくは適用連結事業年度分の法人税若しくは適用課税事業年度分の地方法人税につき申請される外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項の規定による納税の猶予について適用する。

28 第五号施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項の規定の適用については、同項中「第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十八条の八十八第二十二項第一号」とあるのは「第六十六条の四第十七項第一号又は第六十八条の八十八第十八項第一号」と、「第六十六条の四第二十一項第三号又は第六十八条の八十八第二十二項第三号」とあるのは「第六十六条

十七年法律第八十五号。以下この項において「旧効率化法」という。」と、「又は同法」とあるのは「又は旧効率化法」と、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法」とあるのは「効率化法改正法附則第二条に規定する総合効率化計画に記載された旧効率化法」とする。

(個人の準備金に関する経過措置)

第六十五条 新租税特別措置法第二十二条第三項の規定は、個人が平成二十九年分以後において同条第一項の規定により積み立てる探鉱準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入について適用し、個人が平成二十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(探鉱準備金に関する経過措置)

第六十六条 新租税特別措置法第二十四条の三第四項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定農業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第二十四条の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

(個人が農用地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第六十七条 新租税特別措置法第二十八条の三第九項第一号の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第七項に規定する修正申告書の提出期限が到来する所得税について適用する。

(個人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

2 新租税特別措置法第二十八条の三第十一項の規定は、個人が施行日以後に同条第二項に規定する取得又は同項に規定する改良をする同項の資産について適用し、個人が施行日前に旧租税

特別措置法第二十八条の三第一項に規定する取
得又は同項に規定する改良をした同項の資産に
ついては、なお従前の例による。
(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使
による株式の取得に係る経済的利益の非課税等
に関する経過措置)

第六十八条 旧租税特別措置法第一十九条の三第三
項に規定する取締役等又は権利承継相続人が
施行日前に行つた同項に規定する特定外国新株
予約権の行使については、なお従前の例によ
る。

(山林所得に係る森林計画特別控除に関する経
過措置)

第六十九条 新租税特別措置法第三十条の二第七
項第二号の規定は、平成二十九年一月一日以後
に同条第五項に規定する修正申告書の提出期限
が到来する所得税について適用する。
(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措
置)

第七十条 新租税特別措置法第三十三条の二第二項及び
項第二号の規定は、平成二十九年一月一日以後
に同条第七項に規定する修正申告書の提出期限
が到来する所得税について適用する。

2 新租税特別措置法第三十三条の三第二項及び
第三項の規定は、個人が附則第一条第十四号に
定める日以後に行う新租税特別措置法第三十三
条の三第二項に規定する資産の譲渡について適
用し、個人が同日前に行つた旧租税特別措置法
第三十三条の三第二項に規定する資産の譲渡に
ついては、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十三条の三第五項の規
定は、個人が附則第一条第十四号に定める日以
後に行う新租税特別措置法第三十三条の三第四
項に規定する資産の譲渡について適用し、個人
が同日前に行つた旧租税特別措置法第三十三条
の三第四項に規定する資産の譲渡については、
なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十三条の五第三項第二
号(新租税特別措置法第三十五条の第十項、第三
十六条の三第五項、第三十七条の二第四項及び
第三十七条の八第三項において準用する場合を
含む。)の規定は、平成二十九年一月一日以後
に新租税特別措置法第三十三条の五第一項、第三
十五条第八項、第三十六条の三第一項から第
三项まで、第三十七条の二第一項若しくは第二
項又は第三十七条の八第一項に規定する修正申
告書の提出期限が到来する所得税について適用

5 新租税特別措置法第三十三条の六第二項の規定は、個人が施行日以後に取得（製作及び建設を含む。以下この条において同じ。）をする新租税特別措置法第三十三条の六第一項に規定する代替資産等について適用し、個人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第三十三条の六第一項に規定する代替資産等については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第三十七条の三第三項（新租税特別措置法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が施行日以後に取得をする新租税特別措置法第三十七条の三第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、個人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座開設届出書の同号に規定する提出をする場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座開設届出書の同号に規定する提出をした場合については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第七十一条 新租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項の規定は、施行日以後に同条第三項第一号に規定する特定口座開設届出書の同号に規定する提出をする場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座開設届出書の同号に規定する提出をした場合については、なお従前の例による。

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置）

第七十二条 個人が施行日前に払込みにより取得をした旧租税特別措置法第三十七条の十三第一項第四号に規定する株式については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税等に関する経過措置）

第七十三条 新租税特別措置法第三十七条の十四第六項の規定は、施行日以後に同項各号に定める書類の同項に規定する提出をする場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第六項の申請書の同項に規定する提出をした場合については、なお従前の例によ

居住者で、同日においてその者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号を当該非課税口座が開設されている同号に規定する金融商品取引業者等の営業所（同号に規定する営業所をいう。）の長に告知をしているものは、同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、新租税特別措置法第三十七条の四第六項第二号に掲げる場合に該当して同号に定める申請書を提出したものとみなす。

前項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者から同項の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、平成二十九年九月三十日までに、同項の規定の適用を受けない旨その他財務省令で定める事項を記載した書類の提出があつた場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、同項の規定は、適用しない。

第二項の金融商品取引業者等の営業所の長は、同項の規定の適用があつた者又は同項の規定の適用があると見込まれる者に対し、平成二十九年十月五日までに、同項の規定の適用があつた旨又は同項の規定の適用があると見込まれる旨の通知をしなければならない。

新租税特別措置法第三十七条の十四の二第十二項の規定は、施行日以後に同項の申請書の同項に規定する提出をする場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の同項に規定する提出をした場合については、なお從前の例による。

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する経過措置）

第七十四条 新租税特別措置法第四十条の三の二

第一項（第四号に係る部分についての規定は、施行日以後の同項の贈与について適用する。（非居住者の内部取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第七十五条 新租税特別措置法第四十条の三の三

第三項及び第四項の規定は、非居住者の平成三十年分以後の所得税について適用する。

2 新租税特別措置法第四十条の三の三第五項から第八項までの規定は、非居住者の平成三十年分以後の所得税について適用し、非居住者の平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十六条 新租税特別措置法第四十一条から第

四十二条の三まで（新租税特別措置法第四十一

条第一項に規定する住宅の取得等又は同条第十項に規定する認定住宅の新築等をする個人に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に当該住宅の取得等又は当該認定住宅の新築等をする場合について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する認定住宅の新築等をした場合については、なお従前の例による。

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十七条 新租税特別措置法第四十二条の三の二

（同条第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をする個人に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に当該住宅の増改築等をする場合について適用する。（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第七十八条 新租税特別措置法第四十二条の十九

二の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用する。（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十条 新租税特別措置法第四十二条の二

二の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第四十二条の二第一項に規定する適用開始日をいう。（以下この条において同条の十四第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十二条 新租税特別措置法第四十二条の十九の三

（同条第一項に規定する高齢者等居住改修工事をする同項に規定する特定個人又は同条第三項に規定する一般断熱改修工事等をする個人に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に当該高齢者等居住改修工事等又は当該一般断熱改修工事等をする場合について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第四十二条の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等及び同条第八項に規定する住宅の増改築等をした場合（当該住宅の増改築等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を施行日以後に同条第一項、第五項又は第八項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が旧租税特別措置法第四十二条の三の二第一項又は第五項に規定する認定住宅の新築又は取得をしておる経過措置）

第七十九条 新租税特別措置法第四十二条の十九

（第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成二十八年十月一日以後に当該住宅の取得等又は当該認定住宅の新築等をする場合について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する認定住宅の新築等をした場合については、なお従前の例による。

第八十三条 新租税特別措置法第四十二条の十九の五

（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）

第八十四条 新租税特別措置法第四十二条の二

二項第一号の規定は、同項に規定する外国金融機関等が適用開始日（附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下この条において同じ。）以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第四十二条の二第一項に規定する特定利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の二第二項に規定する外国金融機関等が適用開始日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する特定利子については、なお従前の例による。（租税特別措置法の一改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第八十五条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以前に開始した連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に取得をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十六条 新租税特別措置法第四十二条の五

規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十七条 新租税特別措置法第四十二条の五第一項

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合について、なお従前の例による。（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得する個人に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第十三項又は第十四項に規定する修正申告書の提出期限が到来する所得税について適用する。）

9 新租税特別措置法第四十八条の規定は、法人
10 が附則第一条第十五号に定める日以後に取得又
は建設をする新租税特別措置法第四十八条第一
項に規定する倉庫用建物等について適用する。
附則第一条第十五号に定める日前に流通業務

同項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条の四十八	第十一項
第五十六条第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第九十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税

算入について適用し、法人が施行日前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第五十八条第一項又は第二項の規定により積み立てた探鉱準備金又は海外探鉱準備金（施行日前に開始した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の六十一第一項又は第二項の規定による積み立てた探鉱準備金又は海外探鉱準備金を含む。）の金額の益金の額への算入については、

二号	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項
二号	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項
二項 まで	第十 九項	第 十 項	第六十八 条の四 十八第一項	旧効力措置法第六十八条の四 十八第一項	旧効力措置法第六十八条の四 十八第一項	の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十号の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」ということ）第六十八条の四十八第一項
二項 まで	第 十 項	第 七 項	第六十八 条の四 十八第一項	旧効力措置法第六十八条の四 十八第一項	旧効力措置法第六十八条の四 十八第一項	法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一百六十六条第二項
二項 まで	第 十 項	第 七 項	第六十八 条の四 十八第一項	旧効力措置法第六十八条の四 十八第一項	旧効力措置法第六十八条の四 十八第一項	所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一百六十六条第二項

(国際戦略総合特別区域における指定特定事業
法人の課税の特例に関する経過措置)

第九十五条 施行日前に旧租税特別措置法第六十一条第一項に規定する指定を受けた法人の当該
指定に係る同項に規定する適用事業年度分の法人
人税及び同条第五項に規定する取り消された日
を含む事業年度分の法人税については、なお従
前の例による。

(法人が農用地等を取得した場合の課税の特例
に関する経過措置)

第九十六条 新租税特別措置法第六十一条の三第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作
若しくは建設をする同条第一項に規定する特
定農業用機械等について適用し、法人が施行日
前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特
別措置法第六十一条の三第一項に規定する特定
農業用機械等については、なお従前の例によ
る。

画に記載された同法」とあるのは「効率化法改正附則第二条に規定する総合効率化計画に記載された旧効率化法」と、同条第二項中「第十八条の三十六第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五百五十五条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十六第一項」とする。
(法人の準備金に関する経過措置)

項を除く。の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項の特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第一項の特定株式等については、なお従前の例による。

施行日前に全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十五条第一項の指定を受けた法人の当該指定に係る旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する承認積立計画に係

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

（同条第九項並びに新租税特別措置法第六十一条第一項の二第二十四項及び第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、法人が施設行日以後に取得（製作及び建設を含む。以下この項及び第四項において同じ。）をする新租税特別措置法第六十四条第一項に規定する代替資産及び新租税特別措置法第六十五条第一項に規定する交換取得資産について適用し、法人が施設行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十四条第一項に規定する代替資産及び旧租税特別措置法第六十五条第一項に規定する交換取得資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第七項の規定は、法人が附則第一条第十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十五条第一項第四号に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用

(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に開始した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の十一第一五項の規定により積み立てた特別償却準備金の益金の額への算入について、なお此前の例による。

(連結法人が国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

一項の規定は、連結親法人又は該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等の償却限度額を却費として損金の額に算入する金額の限度額を

いう。以下この項及び次条第一項において同じ。)について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をし日既に特別清算を行つて一ヶ月の内に同一の

2 した印税利得別指置法第六十一条の十四第一項に規定する特定機械装置等の償却限度額については、なお従前の例による。

の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合における当該連結親法人又はその連結子法人の旧租税特別措置法第六十八条の十四第五項に規定する取消日前五年以内に開始した各連結事業年度のうち施行日前に開始

した連結事業年度において同条第二項又は第三項の規定により連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人による金額に相当する金額については、これらを同一の割合にて。

（連結法人が、国際戦略総合特別区城において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

二第一項及び第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等の償却限度額及び当該特定機械装置等を同項に規定する特定国際戦略事業の用に供する日

を含む連結事業年度において当該特定機械装置等につき当該連結事業年度の連結所得に対する

連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

(連結法人が生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

前に取得等(旧租税特別措置法第六十八条の十一の六第一項に規定する取得等を)いう。以下この項において同じ。)をした同条第二項又は第八項に規定する特定生産性向上設備等及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支記

2
連結親法人又は当該連結親法人による連結会計全支配関係にある連結子法人が施行日前に開始した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の十五の六第五項の規定により積み立てた特別償却準備金の金額の益金の額への算入

については、なお従前の例による。

十八条の二五第一項に規定する特定農産加工品生産設備については、なお従前の例による。

る。追続料金(全支酉賀保)にある追続料金(法人)が附員算定第一条第十六号に定める日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。)をする新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する特定電気通

信設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する特定信頼性向上設備については、なお従前の例による。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完結等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第二項に規定する災害対策用基幹放送設備等について、なお従前の例による。

新租税特別措置法第六十八条の三十一の規定
は、連結親法人又は当該連結親法人による連結

4 新租税特別措置法第六十八条の三十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結

5 完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、な
お前前の例による。

し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の三十一の規定について、同条第一項中「期間（以下この項において「指定期間」という。）

とあるのは「期間」と一で、障害者が労働に従事する事業所にあるものとして政令で定めるもののうち当該連結事業年度の指定期間内」とあるのは「のうち、当該連結事業年度」と、「金額をいう」とあるのは「金額（障害者が労

働に從事する事業所にある資産として政令で定めるものに該当しないものにあつては、当該金額に当該連結事業年度開始の日から平成二十八年三月三十日までの期間の月数を乗じてこれと該当事業年度の月数で余りて十算ノ金

額）をいう」とする。
前項の規定により読み替えて適用する新租税特別措置法第六十八條の三十一第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を

7 生じたときは、これを一月とする。

8 ビス付き高齢者向け賃貸住宅について適用する。

又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、同条の規定は、なほその効力を有する。この場合において、同様第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得

税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第九十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

新租税特別措置法第六十八条の三十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十五号に定める日以後に取得又は建設をする新租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、附則第一条第十五号に定める日前に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）による改正前後の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下この項において「旧効率化法」という。）第四条第一項の認定を受けたもの又は同日前に旧効率化法第七条第一項に規定する確認を受けたものが平成二十九年三月三十一日以前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用の建物及びその附属設備又は構築物については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」とあるのは「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二号。以下この項において「効率化法改正法」という。）による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下この項において「旧効率化法」という。）と、「又は同法」とあるのは「又は旧効率化法」と、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第一項」であるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十九条に規定する認定総合効率化計画に記載された同法」とあるのは「効率化法改正法附則第二条に規定する総合効率化計画に記載された旧効率化法」と、同条第二項中「第四十八条第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十九条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項」とする。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第一百六十六条 新租税特別措置法第六十八条の四十三（第四項を除く。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する同条第一項の特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した旧租税特別

四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項
四項	五項	六項	七項	八項	九項	十項	十一項	十二項	十三項	十四項	十五項	十六項	十七項
四十八條	四十九條	五十條	五十一條	五十二條	五十三條	五十四條	五十五條	五十六條	五十七條	五十八條	五十九條	六十條	六十一條
第六十八條	第六十九條	第七〇條	第七一條	第七二條	第七三條	第七四條	第七五條	第七六條	第七七條	第七八條	第七九條	第七〇條	第七一條
四十八條	四十九條	五十條	五十一條	五十二條	五十三條	五十四條	五十五條	五十六條	五十七條	五十八條	五十九條	六十條	六十一條

第一百七条 新租税特別措置法第六十八条の六十一第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に開始する連結事業年度において同条第一項又は第二項の規定により積み立てる探鉱準備金又は海外探鉱準備金（施行日以後に開始する連結事業年度に該当しない事業年度において新租税特別措置法第五十八条第一項又は第二項の規定により積み立てる探鉱準備金又は海外探鉱準備金を含む。）の金額の益金の額への算入について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に開始した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の六十一第一項又は第二項の規定により積み立てた探鉱準備金又は海外探鉱準備金（施行日前に開始した連結事業年度に該当しない事業年度において旧租税特別措置法第五十八条第一項又は第二項の規定により積み立てた探鉱準備金又は海外探鉱準備金を含む。）の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

（国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例に関する経過措置）

第一百八十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の六十三の二第一項に規定する指定を受けたものの当該指定に係る同項に規定する適用連結事業年度分の法人税及び同条第五項に規定する取り消された日を含む連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が農用地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第一百九十条 新租税特別措置法第六十八条の六十五第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定農業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の六十五第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

七 与される場合における同法第一項の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者の所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百二十三条第十項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九 所得税法等の一項を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十八条第三項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十一 旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十二 旧租税特別措置法第七十条の四第二項本文の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、施行日以後に民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権の設定をする場合について適用し、施行日前に同項の地上権の設定をした場合については、なお從前の例によることとする。

十三 新租税特別措置法第七十条の四第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定貸付けを行う場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けを行った場合については、なお從前の例による。

9 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得をする同条第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお從前の例による。

次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同項ただし書（第一号に係る部分に限る。）及び同条第七項の規定を適用する。この場合において、当該農業相続人に係るこれらの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十七条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百二十三条第十一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第十七項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人等、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第二百一十八条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人等の規定の適用を受けている同項に規定する新租税特別措置法第七十条の六第一項ただし書(第一号に係る部分に限る)及び第七項の規定は、施行日以後に民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定をする場合について適用し、施行日前に同項の地上権の設定をした場合については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二百一十八条 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧租税特別措置法第八十二条第一項に規定する空港運営権者が設定を受けた同項に規定する公共施設等運営権の設定の登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百一十九条 第十二条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項及び第四条の二第一項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する告知書を提出する場合について適用し、施行日前に第十二条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項又は第四条の二第一項に規定する告知書を提出した場合については、なお従前の例による。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第一百三十条 第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下附則第百四十九条までにおいて「新震災特例法」という。）第十条の二第一項、第三項及び第五項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下附則第百四十八条までにおいて「旧震災特例法」という。）第十条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

(消費税の軽減税率制度の導入に当たっての必要な措置)

第百七十条 政府は、消費税（地方消費税を含む。以下この条及び次条において同じ。）の軽減税率制度の導入に当たり、平成二十七年六月三十日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針二〇一五（第二号において「基本方針二〇一五」という。）に記載された財政健全化目標（同号において単に「財政健全化目標」という。）を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法（平成二十四年法律第六十四号）第二条、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第一条及び持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百二十二号）第二十八条に示された社会保障の安定財源の確保の在り方に係る基本的な考え方とのつとり、安定的な恒久財源を確保すること。

二 財政健全化目標との関係及び基本方針二〇一五に記載された平成三十年度（二千十八年度）の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

(消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置)

第一百七十二条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後三年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減

税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めることは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (令和二年三月三一日法律第八号) **抄**
 (施行期日)
八五号 **抄** (平成二八年一月二八日法律第八号) **抄**

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。